

# トラノテック グローバル高利回り債券ファンド

(為替ヘッジあり)

<愛称:ペンタゴン>

追加型投信／内外／債券  
投資信託説明書(請求目論見書)

(2026 年 9 月 24 日)

※本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

TORANOTEC  

---

ASSET MANAGEMENT

この目論見書により行う「トラノテック グローバル高利回り債券ファンド(為替ヘッジあり)」の募集については、発行者である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2026 年 9 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 9 月 24 日にその効力が生じております。

|                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 発行者名                | TORANOTEC投信投資顧問株式会社             |
| 代表者の役職氏名            | 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン       |
| 本店の所在の場所            | 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号<br>城山トラストタワー36階 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。                     |

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第一部【証券情報】           | 1  |
| 第二部【ファンド情報】         | 4  |
| 第1【ファンドの状況】         | 4  |
| 第2【管理及び運営】          | 34 |
| 第3【ファンドの経理状況】       | 40 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 42 |
| 第三部【委託会社等の情報】       | 43 |
| 第1【委託会社等の概況】        | 43 |
| 約款                  | 67 |

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

トラノテック グローバル高利回り債券ファンド（為替ヘッジあり）  
ただし、愛称として「ペンタゴン」という名称を用いる場合があります。  
（以下「当ファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）  
当初元本は1口につき1円です。  
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

- ①当初自己設定  
1,000万円を上限とします。
- ②継続申込期間（2026年9月25日から2027年12月24日まで）  
5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

- ①当初自己設定  
1口当たり1円とします
- ②継続申込期間（2026年9月25日から2027年12月24日まで）  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※当ファンドの基準価額については下記の委託会社照会先でご確認ください。

#### 《委託会社照会先》

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| TORANOTEC投信投資顧問株式会社                                                           |
| ■ TORANOTEC投信お問い合わせ窓口                                                         |
| 電話番号 03-6432-0782                                                             |
| （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）                                                       |
| ■ ホームページ                                                                      |
| <a href="https://www.toranotecasset.com/">https://www.toranotecasset.com/</a> |

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、3.30%（税抜3.00%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）とします。

※申込単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

①当初自己設定（2026年9月24日）

②継続申込期間（2026年9月25日から2027年12月24日まで）

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）は、上記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

①当初自己設定

委託会社は、当初設定日に当初自己設定にかかる発行価額の総額を、委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込みます。

②継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社の定める期日までに販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込み代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、上記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構



(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

③申込不可日

販売会社の営業日であっても、購入申込日および換金申込日が下記のいずれかに該当する場合（以下「申込不可日」といいます。）は、購入・換金のお申込みの受付は行いません。

- ・イギリスとアイルランドの銀行休業日
- ・東京証券取引所の休業日

今後、投資対象の拡大に応じて、委託会社が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、申込不可日を追加または変更することができます。

※申込不可日については、販売会社までお問い合わせください。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆ 投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤申込み証拠金

該当事項はありません。

⑥本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは投資信託への投資を通じて、実質的に各国の社債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

###### ②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国 内    | 株 式               |
|         |        | 債 券               |
|         | 海 外    | 不動産投信             |
| 追加型     |        | その他資産<br>( )      |
|         | 内 外    | 資産複合              |

《属性区分表》

| 投資対象資産                                          | 決算頻度                                      | 投資対象地域                                           | 投資形態             | 為替ヘッジ         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------|---------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回                 | グローバル<br>(日本を含む)<br><br>日本                       |                  |               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)<br><br>年12回<br>(毎月)<br><br>日々 | 北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア             | ファミリー<br>ファンド    | あり<br>(適時ヘッジ) |
| 不動産投信<br><br>その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券))          | その他<br>( )                                | 中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>(中東)<br><br>エマージング | ファンド・<br>オブ・ファンズ | あり            |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |                                           |                                                  |                  |               |

\*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

\*\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。  
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。  
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。  
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。  
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。  
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。  
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。  
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。  
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。  
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。  
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。  
(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。  
(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。  
(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。  
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。  
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。  
(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。  
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》<https://www.imaj.or.jp/>

### ③ファンドの特色

#### ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に各国の社債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ファンドの特色

「トラノテック グローバル高利回り債券ファンド(為替ヘッジあり)」は、アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」(以下「投資先ファンド1」といいます。)の米ドル建て投資証券および各国の社債を主な投資対象とし、各国の社債の動向を示す債券指数との連動を目指す上場投資信託(ETF)(以下「投資先ファンド2」といいます。また「投資先ファンド1」および「投資先ファンド2」を総じて「投資先ファンド」ということがあります。)の投資信託証券への投資を通じて、定期的な収入と資本の安定性を提供する社債から安定的なリターンを提供することを目指しています。

投資先ファンド1の組入比率は、原則として高位を保ちます。

投資先ファンド2における運用については、後掲の「投資先ファンドについて(追加的記載事項)」をご覧ください。

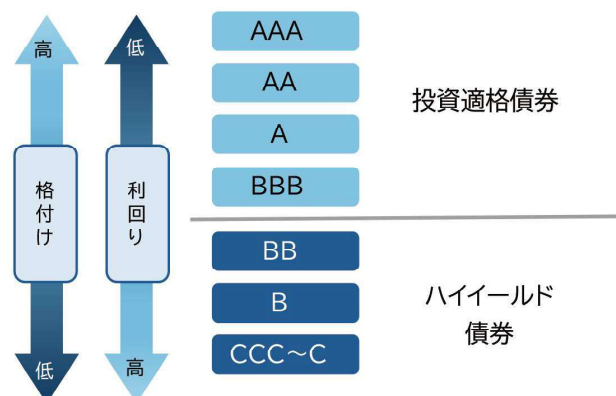
**特色1** 投資先ファンドへの投資を通じて、各国のハイイールド社債へ投資します。

**特色2** 組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行います。



ハイイールド債券(高利回り債券)とは

「ハイイールド債(High-Yield Bond)」とは、一般に、信用格付けが低く、相対的に高い利回り(イールド)を提供する社債のことを指します。投資適格債(BBB 格相当以上)と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等の信用リスクが高い反面、利回りは相対的に高くなっています。



## 投資先ファンド 1 アイルランド籍会社型投資信託 「Pentagon High Conviction Bond Fund」

- ✓ 転換社債や資産担保証券を含む社債について世界的な投資を行います。
- ✓ 運用は「ICM Investment Management Limited(ICMIM)」が行います。

### ICM Investment Management Limited(ICMIM)とは



#### ✓ 英国 FCA 認可の独立系運用会社

英国金融行為規制機構(FCA)に正式登録された信頼性の高い運用会社。独立系として透明性とガバナンスを重視。

#### ✓ グローバルに展開する ICM グループの中核

インフラ・公益事業・資源・債券など、実物資産やクレジット市場に強みを持つ ICM グループの運用中核を担う。

#### ✓ 確信に基づくアクティブ運用で超過リターンを追求

市場の非効率性に着目し、ボトムアップ分析により長期的な超過収益(レア・アルファ)を創出する運用哲学を実践。

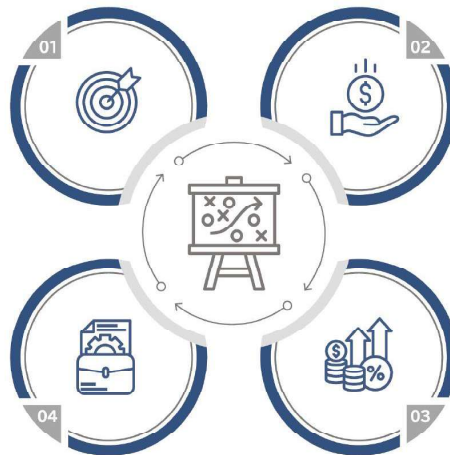
## 「Pentagon High Conviction Bond Fund」の特徴

### 特徴 1

#### 投資戦略とアプローチ

特定の国や業種などの制約を設けずに、世界中の企業が発行する高利回りの社債に投資

世界の企業が発行する社債の中から、厳選した銘柄に集中して投資することで、リスクを考慮した上での高いリターンを目指す



3つの基本方針に基づいて運用

- ①短期債重視(短い満期の債券への投資)
- ②企業の財務内容などの基礎的な情報に基づく調査(ボトムアップ型の分析)
- ③相場下落時の損失リスクを抑える対策(ダウンサイド・プロテクション)

価格が適正価値よりも十分に低いと判断できる場合に投資することで、損失リスクを抑えつつ高いリターンを狙う投資手法(margin of safety)

### 特徴 2

#### レア・アルファ戦略

魅力的な投資機会を見極め、機動的に投資の配分を変える「レア・アルファ戦略」を活用

- ✓ 本来の価値に比べて割安と考えられる銘柄を発掘し、魅力的な投資機会をいち早く見極め、迅速にポジションを構築する ICMIM 社独自の戦略です。
- ✓ フェアバリュー(「公正価格・妥当な価格」)の考え方を債券に応用。「本来の価値」を計算し、市場価格と比較して割安・割高を判断します。

レア・アルファ戦略の一例:

#### 銘柄選定

格付けがあり、インデックスに採用されていない銘柄を選定

インデックス採用銘柄は市場で広く評価されており、必ずしも割安とは限らないと考えられるため

#### スクリーニング

選定銘柄の中から特定の条件に合う銘柄を厳選

#### 投資

投資機会を見極め、迅速にポジションを構築



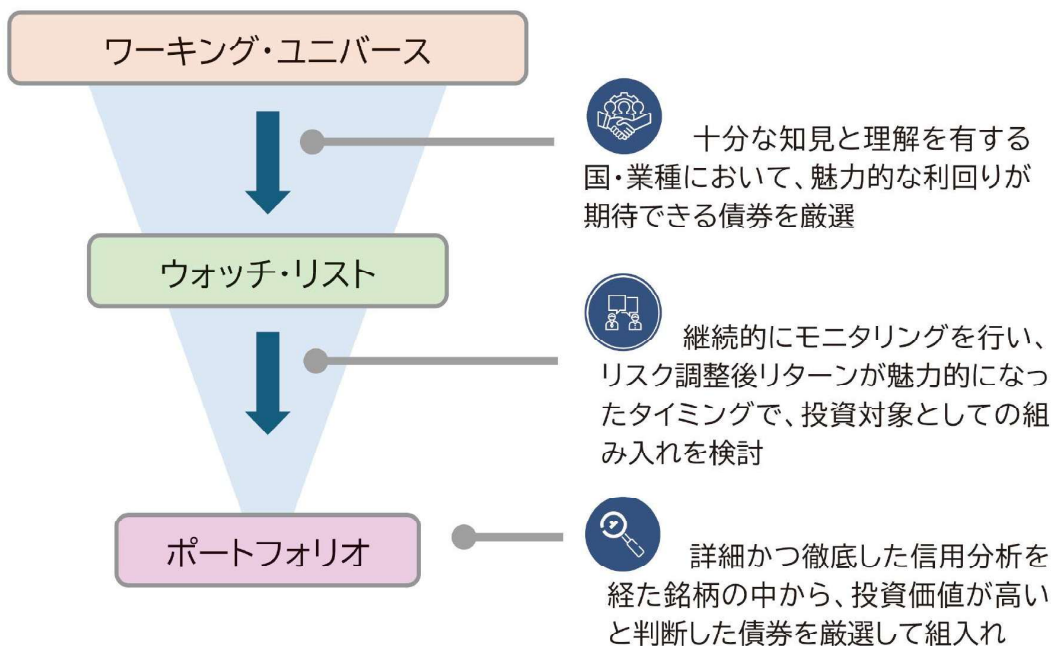
特徴  
3

## 投資プロセス



特徴  
4

## 詳細なファンダメンタルズ調査

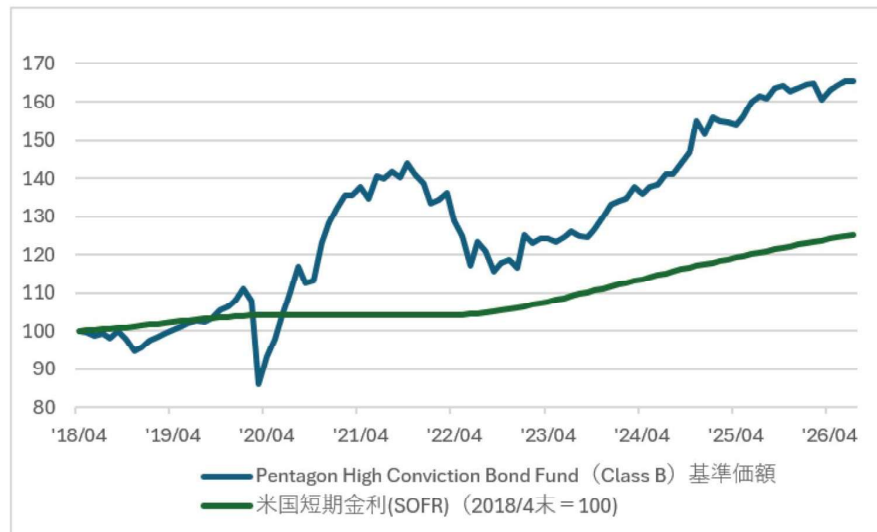




## 米国短期金利を上回る収益を目指す運用

—当ファンドと同様の運用方針を採用する参考ファンドの運用実績—

(ご参考)「Pentagon High Conviction Bond Fund(Class B)」の運用実績と米国短期金利



※上記は、当ファンドの投資先ファンド 1 と同様の運用方針に基づき運用されている「Pentagon High Conviction Bond Fund(Class B)」(以下「参考ファンド」といいます。)の運用実績であり、当ファンドの投資先ファンド 1 の運用実績ではありません。参考ファンドは、当ファンドの投資先ファンド 1 と同様の運用方針に基づき運用されていますが、当ファンドは原則として為替ヘッジを行うため、為替変動の影響等により、参考ファンドの基準価額の値動きとは異なる場合があります。

※上記、参考ファンドの運用実績は、当ファンドの運用実績を示すものではなく、当ファンドの将来の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

※「Pentagon High Conviction Bond Fund (Class B)」は 2018 年 4 月設定時の基準価額(100 米ドル)、米国短期金利(SOFR)は、2018 年 4 月を 100 として指数化した騰落率を表示しています。

(出所) ICMIM のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が作成



## 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います

- ✓ 外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替リスクを完全に排除できるものではありません。
- ✓ 外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。

### ④信託金の限度額

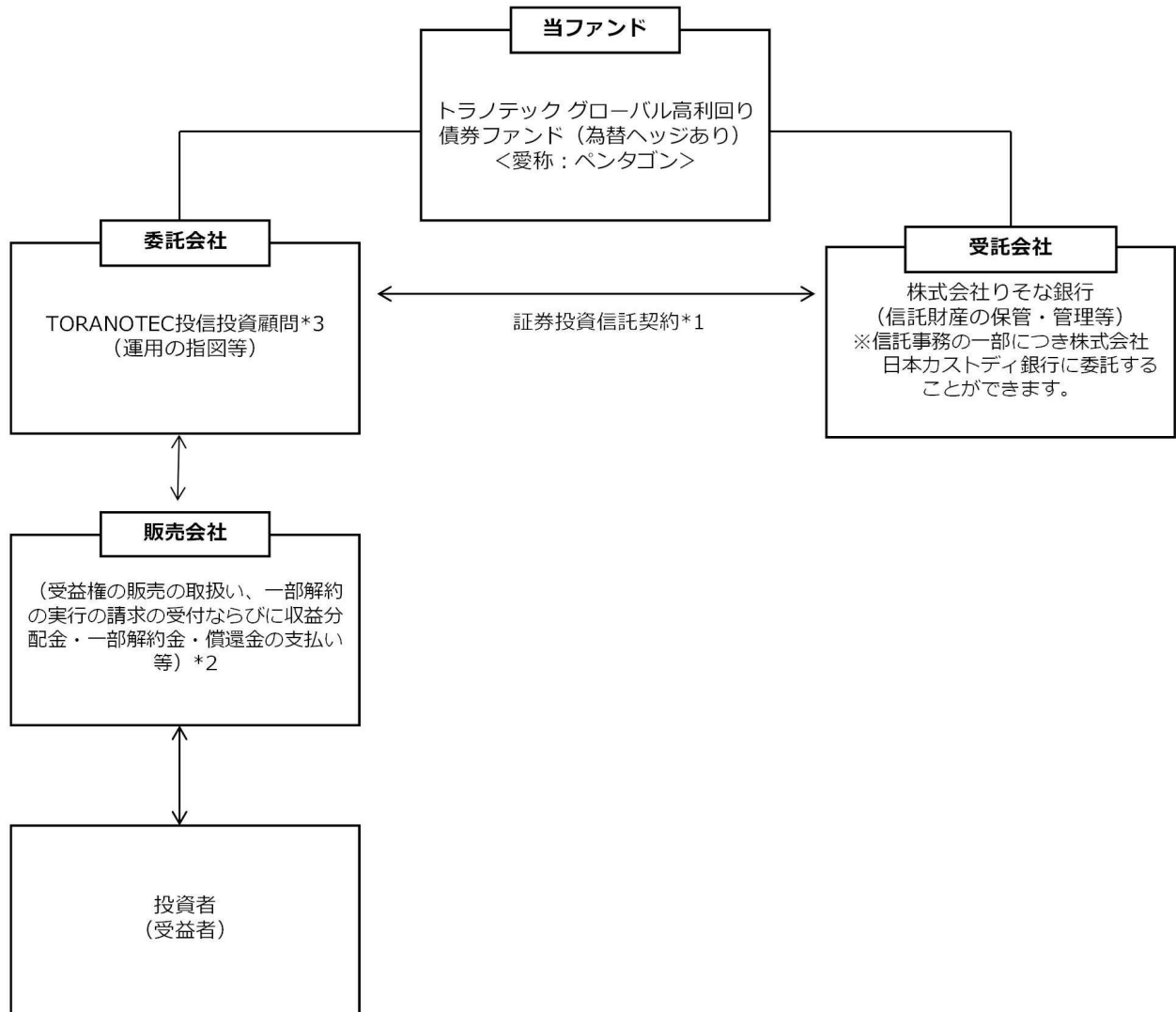
受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2026年9月24日 信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



\*1 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

\*2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

\*3 委託会社が自己の発行した「トラノテック グローバル高利回り債券ファンド（為替ヘッジあり）」の受益権を自らが募集するため、TORANOTEC投信投資顧問株式会社は販売会社としての役割も有しております。

②委託会社の概況 (2026年7月31日現在)

・資本金の額

資本金の額

1億円

・委託会社の沿革

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 平成10年7月  | クオンティス投資顧問株式会社を設立            |
| 平成10年9月  | 投資顧問業の登録                     |
| 平成12年6月  | 投資一任契約に係る業務の認可を取得            |
| 平成15年8月  | 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更 |
| 平成17年7月  | 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更    |
| 平成17年9月  | 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更  |
| 平成17年10月 | 投資信託委託業に係る業務の認可を取得           |
| 平成19年9月  | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録      |
| 平成22年4月  | 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更         |
| 平成28年12月 | 商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更    |

・大株主の状況

| 名 称                    | 住 所                             | 所有株式数   | 比率      |
|------------------------|---------------------------------|---------|---------|
| T O R A N O T E C 株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号<br>城山トラストタワー36階 | 23,372株 | 100.00% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ①基本方針

当ファンドは投資信託への投資を通じて、実質的に各国の社債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ②運用の方法

##### [1] 主要投資対象

当ファンドは、①アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」（以下「投資先ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券、および②各国の社債を主な投資対象とし、各国の社債の動向を示す債券指数との連動を目指す上場投資信託（ETF）（以下「投資先ファンド②」といいます。）の投資信託証券への投資を通じて、定期的な収入と資本の安定性を提供する社債から安定的なリターンを提供することを目指しています。

投資先ファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

##### [2] 投資態度

- 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、各国のハイイールド社債に対して投資を行います。
- 組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることはできませんので、為替変動の影響を受ける場合があります。

市況動向および当ファンドの資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

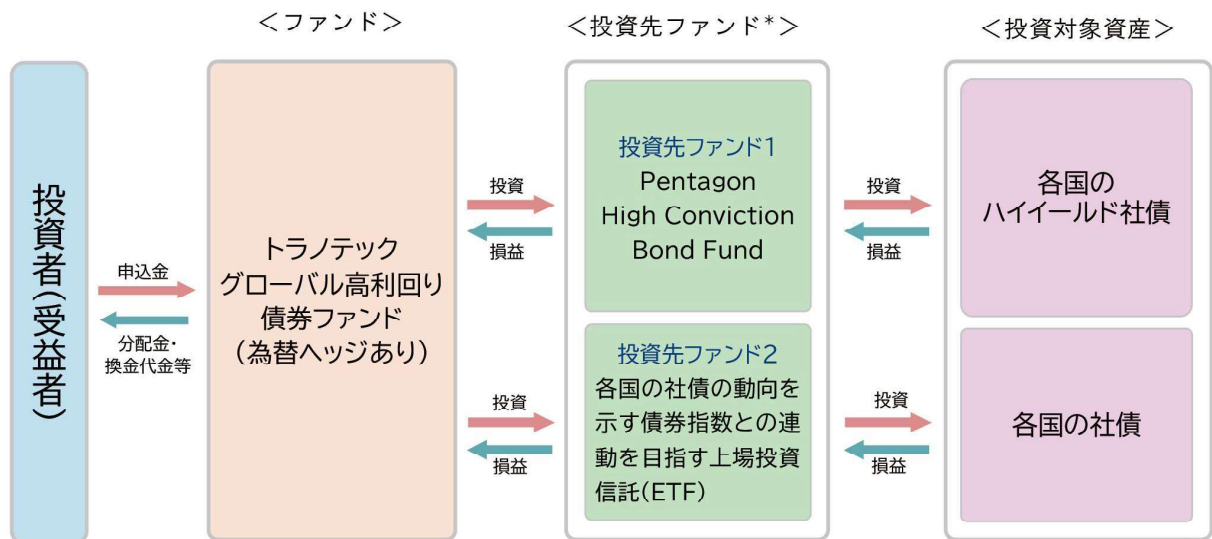
## ファンドの仕組み

運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。



ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(\*) 投資先ファンドの概要については後掲「投資先ファンドについて（追加的記載事項）」をご覧ください。

## 投資先ファンドについて(追加的記載事項)

### 投資先ファンド 1

アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンド  
「Pentagon High Conviction Bond Fund」の概要



|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名   | BRIDGE UCITS FUNDS ICAV- Pentagon High Conviction Bond Fund (以下「Pentagon」といいます。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 形態／表示通貨     | アイルランド籍会社型投資信託／米ドル建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 運用の基本方針     | Pentagon は、グローバルで制約のないリサーチ主導型の確信度が高い社債ポートフォリオを通じて、投資家に魅力的なリスク調整後リターンを提供することを目指しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主 な 投 資 対 象 | Pentagon は、転換社債や資産担保証券を含む社債について世界的な投資を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 投 資 態 度     | <p>ファンドの主たる目的は、投資家に対して長期的にリスク調整後でプラスのリターンを提供することです。ファンドはこの目的を達成するため、バリュー、ボトムアップへのフォーカス、絶対リターンという 3 つの基本的な投資の柱に従います。</p> <p>① ファンドは、バリュー投資がリスクを低減させながら高いリターンを得る可能性を最大化すると考えています。</p> <p>② ファンドは、厳密なファンダメンタル分析を行った結果、価格が誤って設定されている等により、キャピタルゲインと継続的なインカムゲインが期待でき、さらに、債券を発行する会社の資産に対して、上位の担保権を得ることができるグローバルな社債のポートフォリオに投資します。</p> <p>③ ファンドは、ベンチマークに対する相対的なリターンに注力すると、バリュー投資から外れたパッシブ投資となり凡庸なリターンに終わる可能性が高くなるため、ベンチマークに関係なく時間をかけてプラスのリターンを提供することに焦点を当てた絶対リターンの提供を目指します。</p> <p>※市場動向および資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 投 資 制 限     | 各債券への投資上限は、UCITSガイドラインに準拠して原則として10%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 運 用 管 理 費 用 | 純資産総額に対して最大 0.35%(年率)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 投 資 運 用 会 社 | Bridge Fund Management Limited<br>ICM Investment Management Limited                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### 投資先ファンド 2

「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)」の概要

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名   | i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)                                                          |
| 商 品 分 類     | 追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型                                                                     |
| 投 資 対 象     | 投資対象有価証券は、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのハイイールド社債に投資する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)および米ドル建てのハイイールド社債とします。 |
| 上 場 市 場     | 東京証券取引所(銘柄コード:1497)                                                                         |
| 運 用 管 理 費 用 | 0.6380%(年率)(税込)                                                                             |
| 委 託 会 社     | ブラックロック・ジャパン株式会社                                                                            |

※「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)」については、今後、同等の投資方針(対象)の ETF、またはマネーリザーブドファンドに変更される可能性があります。



## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項および同第2項に定めるものをいいます。）
- b. 金銭債権
- c. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）

〔2〕次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

### ②有価証券および金融商品の指図範囲等

〔1〕委託者は、信託金を、主としてアイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」（以下「投資先ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券および別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - b. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  - c. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  - d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - e. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、上記②〔1〕c. の証券を以下「公社債」といいます。

〔2〕委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記②〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### ③ 投資先ファンド1の概要（2026年7月末日現在）

アイルランド籍会社型投資信託である「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」

|           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名 | BRIDGE UCITS FUNDS ICAV - Pentagon High Conviction Bond Fund（米ドル建て）（以下「Pentagon」といいます。） |
| 形態／表示通貨   | アイルランド籍会社型投資信託 /（米ドル建て）                                                                 |
| 運用の基本方針   | Pentagonは、グローバルで制約のないリサーチ主導型の確信度が高い社債ポートフォリオを通じて、投資家に魅力的なリスク調整後リターンを提供することを目指しています。     |

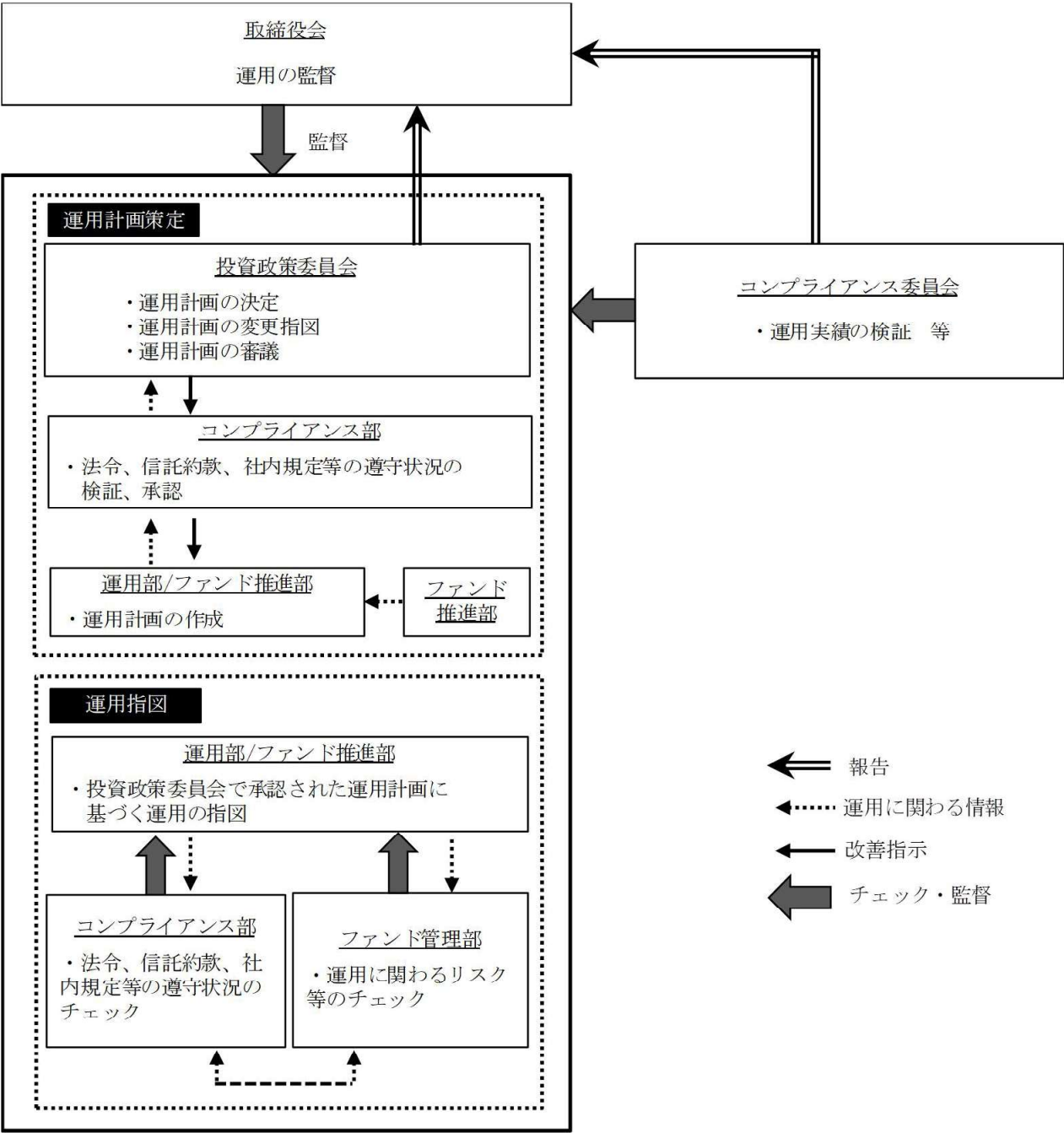
|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 投 資 対 象 | Pentagonは、転換社債や資産担保証券を含む社債について世界的な投資を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 投 資 態 度     | <p>ファンドの主たる目的は、投資家に対して長期的にリスク調整後でプラスのリターンを提供することです。ファンドはこの目的を達成するため、バリュエーション、ボトムアップへのフォーカス、絶対リターンという3つの基本的な投資の柱に従います。</p> <p>① ファンドは、バリュエーション投資がリスクを低減させながら高いリターンを得る可能性を最大化すると考えています。</p> <p>② ファンドは、厳密なファンダメンタル分析を行った結果、価格が誤って設定されている等により、キャピタルゲインと継続的なインカムゲインが期待でき、さらに、債券を発行する会社の資産に対して、上位の担保権を得ることができるグローバルな社債のポートフォリオに投資します。</p> <p>③ ファンドは、ベンチマークに対する相対的なリターンに注力すると、バリュエーション投資から外れたパッシブ投資となり凡庸なリターンに終わる可能性が高くなるため、ベンチマークに関係なく時間をかけてプラスのリターンを提供することに焦点を当てた絶対リターンの提供を目指します。</p> |
| 投 資 制 限     | <p>① 各債券への投資上限は、UCITSガイドラインに準拠して原則として10%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととしします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 主 な リ ス ク   | <p>① 市場リスク<br/>Pentagonでは主要なマクロ経済と市場のリスクがテーマ別枠組みと個別のポジションに影響を与えます。</p> <p>② 金利リスク<br/>Pentagonは短いデュレーション（残存期間）を重視していますが、金利変動は、個別ポジション・レベルだけでなくPentagonが行う債券投資全体にも影響を与えます。</p> <p>③ ポートフォリオリスク<br/>Pentagonでは国、セクター、および発行体など広範囲に渡って意図しないポートフォリオリスクが発生する可能性があります。</p> <p>④ 発行体レベルのリスク<br/>Pentagonが投資する債券を発行する企業には償還遅延などのデフォルトリスクが存在します。</p> <p>⑤ 為替リスク<br/>Pentagonは収益の源泉として通貨を利用していません。ポートフォリオ内では通貨リスクを取らない方針を取っており、基準通貨であるユーロに対してヘッジを行っています。</p>                                  |
| 投 資 運 用 会 社 | Bridge Fund Management Limited<br>ICM Investment Management Limited                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |



(3) 【運用体制】

①当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



※運用体制は2026年7月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## ②運用の流れ

### 〔1〕運用計画策定

運用会議において、運用担当者は市場環境について討議を行い、ファンド推進部による報告を含めた様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し、コンプライアンス部へ提出します。コンプライアンス部は、法令規制および信託約款ならびに社内規程等への適合性を検証します。運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、コンプライアンス部に提出します。運用部またはファンド推進部は、コンプライアンス部の確認がなされた運用計画を、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議、承認のうえ運用が執行されます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、ファンド管理部、コンプライアンス部がチェックを行います。

### 〔2〕運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

### 〔3〕リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社のファンド管理部が日々チェックしており、コンプライアンス部、および運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

## ③運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

## （4）【分配方針】

毎決算時（毎年3月24日および9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

毎年3月24日および9月24日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

※初回決算日は2027年3月24日となります。

(5) 【投資制限】

◆信託約款で定める投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ⑤外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧外国為替予約取引の指図

- 〔1〕 委託会社は、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 〔2〕 〔1〕の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 〔3〕 〔2〕の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

- 〔1〕 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 〔2〕 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 〔3〕 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ

た場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◆法令等による投資制限

①信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うことをしてはならないものとされています。

### 3【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社以外の販売会社を通じてご購入される場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

#### ①価格変動リスク

当ファンドの主な投資先である投資先ファンドが保有する債券ポートフォリオ（以下、「資金ポートフォリオ」といいます。）の価値は変動する可能性があります。これにより、当ファンドの基準価額も変動します。

#### ②金利変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて債券等に投資します。債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、残存期間の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

#### ③為替変動リスク

当ファンドは、主にアイルランド籍の米ドル建て投資証券を中心とした外貨建資産へ投資を行います。当ファンドでは対円によるヘッジ効果が得られるように運営して、円高局面による為替リスクの低減を図っていますが、投資先ファンドの保有資産の価格変動によっては完全にヘッジできないことがあります。また、円安局面では、為替による利益を享受できないこととなります。さらに、円金利が投資先ファンドの表示通貨である米ドル金利より低い場合、米ドル金利と円金利差に相当するヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### ④信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、投資先ファンドを通じて、実質的に投資する公社債および短期金融商品等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### ⑤カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、または混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの実質的な投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ⑥流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが投資先ファンドを通じて投資しようとする公社債の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い公社債を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### ⑦外国投資法人に関するリスク

主となる投資先ファンドは外国投資法人であり、設立された国・地域の法令に基づいて設立・運営されています。将来、根拠法令の改正などによって、外国投資法人を存続できなくなる可能性があります。

#### ⑧委託会社、受託会社、販売会社などの破綻リスク

委託会社…投資された資金は、全て受託会社に信託されるため、委託会社の破綻等が投資家の資金に影響を及ぼすことはありません。委託会社が破綻した場合は、当ファンドを引き継ぐ他の委託会社が見つからない限り、当ファンドは繰上償還となり、運用が継続されないリスクがあります。

受託会社…受託会社に信託された資金は信託財産として、受託会社の固有資産とは分別管理されるため、受託会社の破綻等が投資家の資金に影響を及ぼすことはありません。受託会社が破綻した場合は、当ファンドの信託業務を引き継ぐ他の受託会社が見つからない限り、当ファンドは繰上償還となり、運用が継続されないリスクがあります。

販売会社…販売会社に保護預りされる資金については、販売会社の固有資産とは分別し、受託会社に信託しているため、販売会社の破綻等が投資家の資金に影響を及ぼすことはありません。

#### ⑨投資先ファンド形態のリスク

主となる投資先ファンドは所在国の法規制に服しますが、現地の法規制は日本の法規制と異なる可能性があります。また、政府による規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、投資先ファンドの全部または一部に悪影響を及ぼすことがあります。所在国の管理当局は、投資先ファンドについて保証しておらず、当ファンドは投資先ファンドの英文目論見書の内容について責任を負うこともありません。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

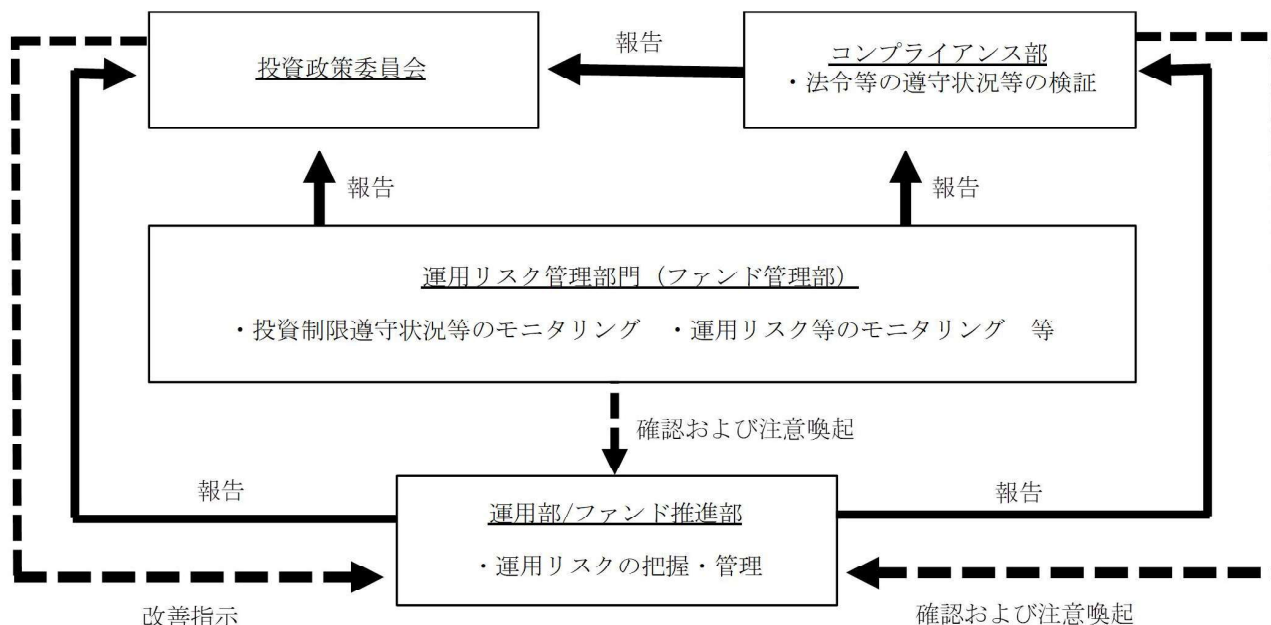
①当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### ②収益分配金に関する留意事項

- [1] 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- [2] 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- [3] 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《リスク管理体制》  
運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部またはファンド推進部、ファンド管理部及びコンプライアンス部並びに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社のファンド管理部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社のファンド管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス部および運用担当者に報告します。ファンド管理部は、状況に応じて運用部またはファンド推進部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合は、運用部またはファンド推進部に対し注意喚起を行い、委託会社の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕 による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そしてコンプライアンス委員会において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

※上記リスク管理体制は2026年7月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。



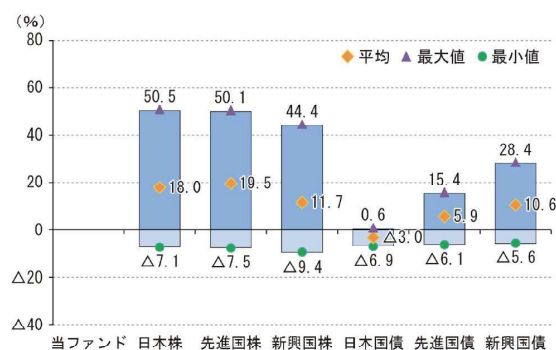
(ご参考情報)

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

代表的な資産クラス(2021年8月～2026年7月)



※上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は、グラフ右上の期間の各月末における直近 1 年間の騰落率の平均・最大・最小について表示したものです。なお、ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため、表示しておりません。

出所: Bloomberg のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が作成

#### 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

##### ※各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース)
- 新興国株……ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース)

●東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) (以下「配当込みTOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、配当込みTOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は J P X に帰属します。株式会社 J P X 総研は、配当込みTOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、配当込みTOPIXの算出、公表方法の変更、公表の停止または配当込みTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

●ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。

●ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。

●NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下、「NFRC」といいます。)が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債はNFRCの知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、NFRCは一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

●FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、3.30%（税抜 3.00%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

当ファンドの換金（解約）に係る手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に年率1.3475%（税抜1.225%）の率を乗じて得た額とします。当ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了（当該日が休業日の場合は翌営業日）のときに信託財産中から支弁するものとし、信託報酬率の配分は以下のとおりとします。

| 支払先  | 年率                | 役務の内容                                                                       |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 0.66%（税抜0.60%）    | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等、運用報告書等各種書類の作成と交付、取引口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 販売会社 | 0.66%（税抜0.60%）    | ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求ならびに償還金および一部解約金の支払い等                               |
| 受託会社 | 0.0275%（税抜0.025%） | ファンド財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等                                                  |

＜投資対象とする投資信託証券＞（年率）

投資先ファンド1 最大0.35%

投資先ファンド2 0.6380%（税込）

＜実質的な負担＞（概算）

最大年率1.6975%（税抜1.575%）

※原則として組入比率を高位に保つ投資先ファンド1にファンドの純資産総額の99.9%を投資したと仮定した場合の値です。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬の概算値になります。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

信託財産留保額ははありません。

その他の費用・手数料として、以下の費用等が当ファンドから支払われます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（組入有価証券の売買委託手数料その他の費用、外貨建資産の保管等費用、受益権の管理事務に関する費用（委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。）、法定提出書類の作成等に要する費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、信託財産に係る監査費用、弁護士費用等およびそれらに係る消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」と総称します。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②上記①の項目における信託事務の処理等に要する諸費用については、純資産総額に対し年率0.11%（税抜0.1%）を上限（ただし、変更される場合があります。）として当ファンドより支

払われます。その他の費用、手数料の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況等、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

③投資先ファンドにおいても、監査費用、弁護士費用、取引費用等がかかります。

※投資者(受益者)の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人、法人別の課税について

◆個人の投資家に対する課税

〔収益分配金に関する課税〕

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

〔換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税〕

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

②換金（解約）時および償還時の課税について

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ③個別元本について

[1] 追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

[2] 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「④分配金の課税について」をご参照下さい。）

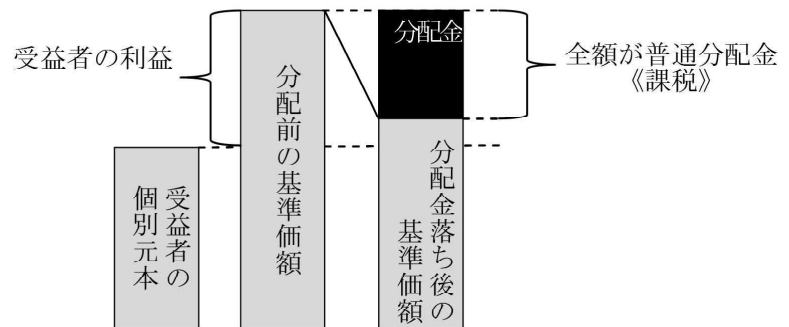
### ④分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

<イメージ図>

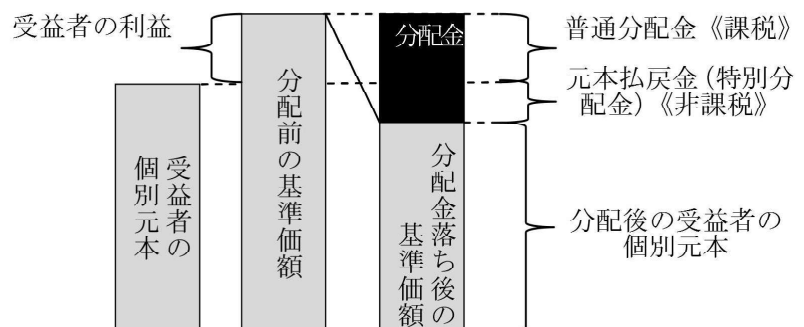
（[1] の場合）

[1] 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。



（[2] の場合）

[2] 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家などにご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費比率

当ファンドの運用は、2026年9月24日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 5 【運用状況】

当ファンドの運用は、2026年9月24日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、2027年6月頃を予定しています。

### (1) 【投資状況】

該当事項はありません。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### ② 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### ③ 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績（有価証券届出書提出日現在）

当ファンドの運用は、2026年9月24日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

**基準価額・純資産の推移**

該当事項はありません。

**分配の推移**

該当事項はありません。

**主要な資産の状況**

該当事項はありません。

**年間収益率の推移**

該当事項はありません。

なお、当ファンドのベンチマークは、ありません。

※当ファンドの運用状況は、別途、委託会社のホームページにおいて開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込みの受付については、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得申込みができません（申込不可日については、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）。

当ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせください。

#### 《委託会社照会先》

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

■ TORANOTEC投信お問い合わせ窓口

電話番号 03-6432-0782

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

■ ホームページ

<https://www.toranotecasset.com/>

※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

ありません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。



## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口を最低単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）。

また、当ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社は、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (2) 委託会社は、(1)の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。信託財産留保金は、ありません。
- (4) 受益者が(1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目以降の販売会社の定める日より販売会社でお支払いします。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (7) 上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

※一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

※換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（資産の評価方法）

##### ・上場投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

投資信託契約締結日から無期限です（2026年9月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月25日から9月24日および毎年9月25日から翌年3月24日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 ①当ファンドの繰上償還条項」等による信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### ①当ファンドの繰上償還条項

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### ②信託期間の終了

〔1〕委託会社は、上記「①当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 〔2〕 上記〔1〕の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 〔3〕 上記〔1〕の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 〔4〕 上記〔1〕から〔3〕までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記〔1〕から〔3〕までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- 〔5〕 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 〔6〕 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。  
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「③投資信託約款の変更等」の〔4〕の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

### ③投資信託約款の変更等

- 〔1〕 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「③投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 〔2〕 委託会社は、上記〔1〕の事項（上記〔1〕の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 〔3〕 上記〔2〕の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 〔4〕 上記〔2〕の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 〔5〕 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 〔6〕 上記〔2〕から〔5〕までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 〔7〕 上記〔1〕から〔6〕までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### ④運用状況に係る情報の提供

当ファンドについて、委託会社は、当ファンドの決算後および償還後に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に提供します。

⑤委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 〔1〕 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 〔2〕 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 〔1〕 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「③投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 〔2〕 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.toranotecasset.com/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑩関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ②上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、委託者を除く販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該再投資に係る売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③受益者が、収益分配金については、上記①に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## (2)一部解約請求権

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払います。

## (3)償還金請求権

- ①償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ②受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、2026年9月24日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期ごとに作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3)【注記表】

該当事項はありません。

##### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年7月31日現在）

|             |          |
|-------------|----------|
| 現在の資本金の額    | 1億円      |
| 会社が発行する株式総数 | 100,000株 |
| 発行済株式総数     | 23,372株  |

最近5年における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

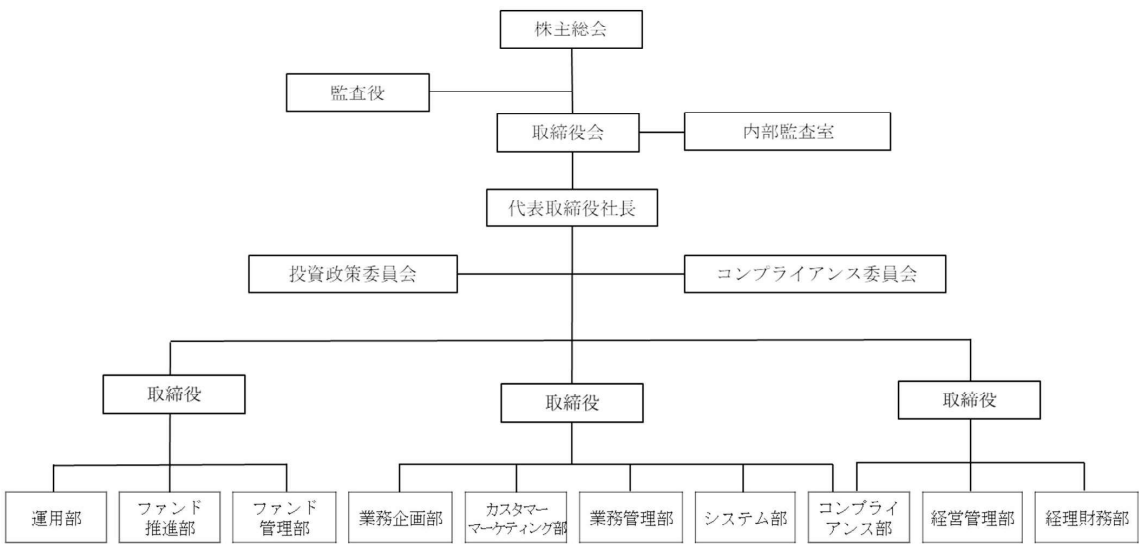
2023年3月27日 資本金 1億円に減資

(2) 委託会社の機構（2026年7月末日現在）

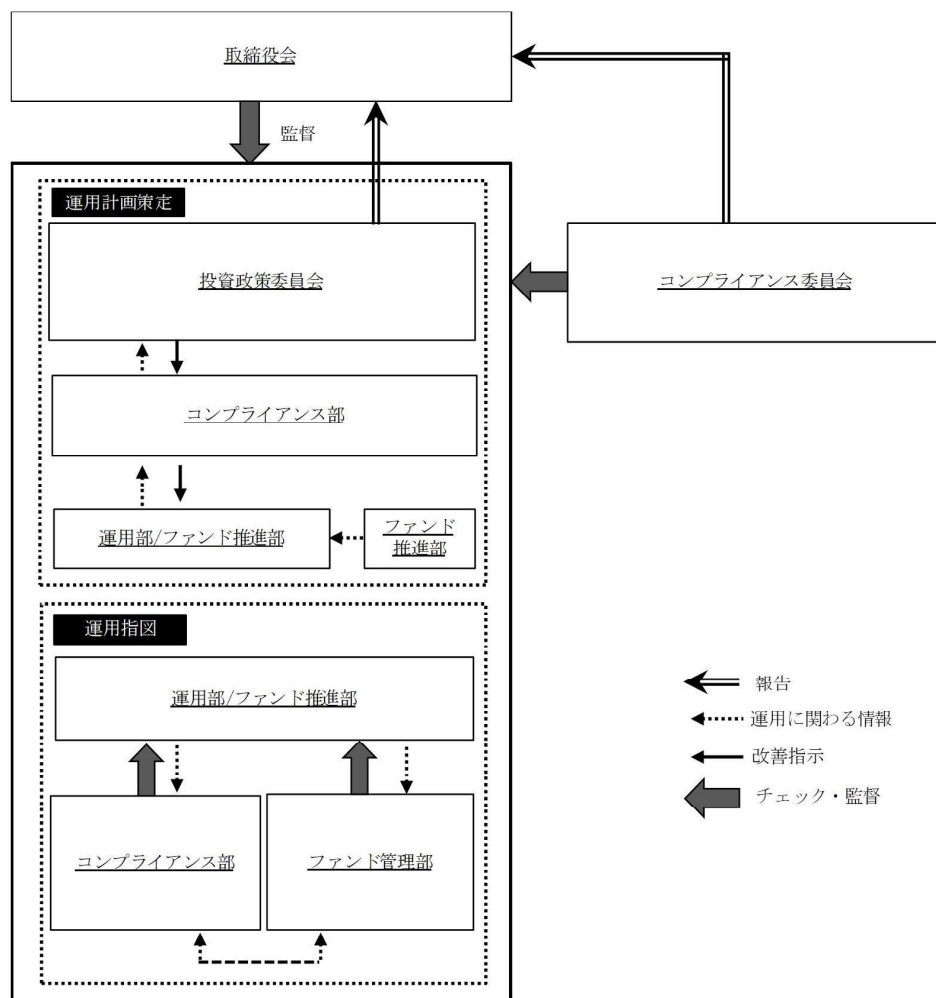
①会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



## ②投資運用の意思決定機構



### (取締役会)

- ・「投資政策委員会」および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を聴取して運用全体を管理監督いたします。

### (投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、運用担当 取締役、業務管理担当 取締役、経営管理担当 取締役、コンプライアンス担当 取締役、運用部長、ファンド推進部長、ファンド管理部長、コンプライアンス部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成し、コンプライアンス部が確認した運用計画および決算・配当政策ならびに運用実績を審議し、決定します。

### (コンプライアンス委員会)

- ・各ファンドの運用実績（パフォーマンス）に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

### (コンプライアンス部)

- ・運用部またはファンド推進部より提出された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認します。

### (運用部またはファンド推進部)

- ・投資政策委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2026年7月31日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

| 種類        | 本数 | 純資産総額 [百万円] |
|-----------|----|-------------|
| 追加型株式投資信託 | 6  | 9,628       |
| 単位型株式投資信託 | 14 | 33,065      |
| 合計        | 20 | 42,693      |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 15 日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC投信投資顧問株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は親会社であるTORANOTEC株式会社より寄付金による資金援助を受けている。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2026年4月9日開催の取締役会及び2026年4月17日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資による新株（F種優先株式 総額500,000千円）の発行を決議し、同年5月18日までに第1回払込（総額240,000千円）が完了している。なお、同総会の決議事項に基づき、第2回払込期日（総額130,000千円）は同年8月31日、第3回払込期日（総額130,000千円）は同年11月30日となっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

|           |          | 前事業年度<br>(2025年 3 月31日) |         | 当事業年度<br>(2026年 3 月31日) |         |
|-----------|----------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                 |         | 金額 (千円)                 |         |
| (資産の部)    |          |                         |         |                         |         |
| 流動資産      |          |                         |         |                         |         |
| 現金及び預金    |          |                         | 131,715 |                         | 143,496 |
| 直販顧客分別金信託 |          |                         | 2,483   |                         | 12,252  |
| 未収委託者報酬   |          |                         | 34,294  |                         | 34,997  |
| 未収収益      |          |                         | 736     |                         | 10,852  |
| 前払費用      |          |                         | 7,819   |                         | 4,760   |
| 立替金       | ※1       |                         | 29,354  |                         | 75,729  |
| 預け金       |          |                         | 5,289   |                         | 2,122   |
| 未収入金      | ※1       |                         | 7,584   |                         | 6,223   |
| 流動資産計     |          |                         | 219,278 |                         | 290,435 |
| 固定資産      |          |                         |         |                         |         |
| 有形固定資産    |          |                         |         |                         |         |
| 工具、器具及び備品 |          | 1,426                   |         | 1,426                   |         |
| 減価償却累計額   |          | △134                    |         | △134                    |         |
| 減損損失累計額   |          | △1,292                  | —       | △1,292                  | —       |
| 有形固定資産計   |          |                         | —       |                         | —       |
| 投資その他の資産  |          |                         |         |                         |         |
| 投資有価証券    |          |                         | 16,171  |                         | —       |
| 差入保証金     |          |                         | 1,250   |                         | 1,250   |
| 投資その他の資産計 |          |                         | 17,421  |                         | 1,250   |
| 固定資産計     |          |                         | 17,421  |                         | 1,250   |
| 資産合計      |          |                         | 236,699 |                         | 291,685 |



|            |          | 前事業年度<br>(2025年3月31日) |         | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |         |
|------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分         | 注記<br>番号 | 金額（千円）                |         | 金額（千円）                |         |
| (負債の部)     |          |                       |         |                       |         |
| 流動負債       |          |                       |         |                       |         |
| 役員短期借入金    |          |                       | —       |                       | 50,000  |
| 未払金        |          |                       |         |                       |         |
| 未払手数料      |          |                       | 17,375  |                       | 15,191  |
| その他未払金     | ※ 1      |                       | 56,463  |                       | 74,121  |
| 未払費用       |          |                       | 1,793   |                       | 2,443   |
| 未払法人税等     |          |                       | 290     |                       | 290     |
| 未払消費税等     |          |                       | 12,316  |                       | 6,711   |
| 預り金        |          |                       | 32,512  |                       | 44,073  |
| 流動負債計      |          |                       | 120,751 |                       | 192,833 |
| 固定負債       |          |                       |         |                       |         |
| 退職給付引当金    |          |                       | 38,274  |                       | 41,629  |
| 繰延税金負債     |          |                       | 56      |                       | —       |
| 固定負債計      |          |                       | 38,330  |                       | 41,629  |
| 負債合計       |          |                       | 159,082 |                       | 234,462 |
| (純資産の部)    |          |                       |         |                       |         |
| 株主資本       |          |                       |         |                       |         |
| 資本金        |          |                       | 100,000 |                       | 100,000 |
| 資本剰余金      |          |                       |         |                       |         |
| その他資本剰余金   |          | 2,099                 |         | 2,099                 |         |
| 資本剰余金合計    |          |                       | 2,099   |                       | 2,099   |
| 利益剰余金      |          |                       |         |                       |         |
| その他利益剰余金   |          |                       |         |                       |         |
| 繰越利益剰余金    |          | △24,594               |         | △44,876               |         |
| 利益剰余金合計    |          |                       | △24,594 |                       | △44,876 |
| 株主資本合計     |          |                       | 77,505  |                       | 57,223  |
| 評価・換算差額等   |          |                       |         |                       |         |
| その他有価証券    |          |                       |         |                       |         |
| 評価差額金      |          | 112                   |         | —                     |         |
| 評価・換算差額等合計 |          |                       | 112     |                       | —       |
| 純資産合計      |          |                       | 77,617  |                       | 57,223  |
| 負債純資産合計    |          |                       | 236,699 |                       | 291,685 |

## (2) 【損益計算書】

|          |          | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |          | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |          |
|----------|----------|----------------------------------------|----------|----------------------------------------|----------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                                |          | 金額 (千円)                                |          |
| 営業収益     | ※ 1      |                                        |          |                                        |          |
| 委託者報酬    |          | 205,539                                |          | 252,125                                |          |
| 運用受託報酬   |          | 1,909                                  |          | 12,703                                 |          |
| その他営業収益  |          | 235,199                                |          | 238,823                                |          |
| 営業収益計    |          |                                        | 442,647  |                                        | 503,651  |
| 営業費用     |          |                                        |          |                                        |          |
| 支払手数料    |          | 151,001                                |          | 174,219                                |          |
| 広告宣伝費    |          | 2,037                                  |          | 2,449                                  |          |
| 受益証券発行費  |          | 885                                    |          | 939                                    |          |
| 調査費      |          |                                        |          |                                        |          |
| 調査費      |          | 9,586                                  |          | 6,890                                  |          |
| 委託調査費    |          | 1,578                                  |          | 1,645                                  |          |
| 委託計算費    |          | 37,741                                 |          | 40,510                                 |          |
| 営業雑経費    |          |                                        |          |                                        |          |
| 通信費      |          | 7,082                                  |          | 7,562                                  |          |
| 協会費      |          | 789                                    |          | 780                                    |          |
| 諸会費      |          | 909                                    |          | 1,906                                  |          |
| その他営業雑経費 |          | 36,203                                 |          | 39,472                                 |          |
| 営業費用計    |          |                                        | 247,815  |                                        | 276,377  |
| 一般管理費    |          |                                        |          |                                        |          |
| 給料       |          |                                        |          |                                        |          |
| 役員報酬     |          | 37,650                                 |          | 38,050                                 |          |
| 給料・手当    |          | 111,046                                |          | 118,761                                |          |
| 賞与       |          | —                                      |          | 2,000                                  |          |
| 交際費      |          | 172                                    |          | 168                                    |          |
| 旅費交通費    |          | 576                                    |          | 1,920                                  |          |
| 租税公課     |          | 69                                     |          | 53                                     |          |
| 不動産賃借料   |          | 35,411                                 |          | 34,903                                 |          |
| 諸経費      |          | 104,551                                |          | 85,567                                 |          |
| 一般管理費計   |          |                                        | 289,477  |                                        | 281,425  |
| 営業損失     |          |                                        | △ 94,645 |                                        | △ 54,151 |

|                       |          | 前事業年度<br>(自 2024年 4 月 1 日<br>至 2025年 3 月 31 日) |           | 当事業年度<br>(自 2025年 4 月 1 日<br>至 2026年 3 月 31 日) |           |
|-----------------------|----------|------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------|-----------|
| 区分                    | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                                        |           | 金額 (千円)                                        |           |
| 営業外収益                 | ※ 1      |                                                | 566       |                                                | 232       |
| 受取利息                  |          | 528                                            |           | 231                                            |           |
| 雑収入                   |          | 37                                             |           | 0                                              |           |
| 営業外収益計                |          |                                                |           |                                                |           |
| 営業外費用                 |          |                                                | 529       |                                                | 241       |
| 雑損失                   |          | 529                                            |           | 241                                            |           |
| 営業外費用計                |          |                                                |           |                                                |           |
| 経常損失                  |          |                                                | △ 94, 608 |                                                | △ 54, 161 |
| 特別利益                  | ※ 1      |                                                | 110, 000  |                                                | 34, 169   |
| 受贈益                   |          | 110, 000                                       |           | 34, 000                                        |           |
| 投資有価証券売却益             | ※ 1      | —                                              |           | 169                                            |           |
| 特別利益計                 |          |                                                | 110, 000  |                                                | 34, 169   |
| 税引前当期純利益又は<br>純損失 (△) |          |                                                | 15, 391   |                                                | △ 19, 991 |
| 法人税、住民税及び事業税          |          |                                                | 290       |                                                | 290       |
| 法人税等調整額               |          |                                                | —         |                                                | —         |
| 法人税等合計額               |          |                                                | 290       |                                                | 290       |
| 当期純利益又は純損失 (△)        |          |                                                | 15, 101   |                                                | △ 20, 281 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本    |              |             |                     |             |
|-------------------------|---------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金        |             | 利益剰余金               |             |
|                         |         | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                   | 100,000 | 2,099        | 2,099       | △39,696             | △39,696     |
| 事業年度中の変動額               |         |              |             |                     |             |
| 当期純利益又は純損失(△)           | —       | —            | —           | 15,101              | 15,101      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | —       | —            | —           | —                   | —           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —            | —           | 15,101              | 15,101      |
| 当期末残高                   | 100,000 | 2,099        | 2,099       | △24,594             | △24,594     |

|                         | 株主資本   | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-------------------------|--------|------------------|----------------|--------|
|                         | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |        |
| 当期首残高                   | 62,403 | —                | —              | 62,403 |
| 事業年度中の変動額               |        |                  |                |        |
| 当期純利益又は純損失(△)           | 15,101 | —                | —              | 15,101 |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | —      | 112              | 112            | 112    |
| 事業年度中の変動額合計             | 15,101 | 112              | 112            | 15,214 |
| 当期末残高                   | 77,505 | 112              | 112            | 77,617 |

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本    |              |             |                     |             |
|-------------------------|---------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金        |             | 利益剰余金               |             |
|                         |         | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                   | 100,000 | 2,099        | 2,099       | △24,594             | △24,594     |
| 事業年度中の変動額               |         |              |             |                     |             |
| 当期純利益又は純損失(△)           | —       | —            | —           | △20,281             | △20,281     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | —       | —            | —           | —                   | —           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —            | —           | △20,281             | △20,281     |
| 当期末残高                   | 100,000 | 2,099        | 2,099       | △44,876             | △44,876     |

|                         | 株主資本    | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|------------------|----------------|---------|
|                         | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |         |
| 当期首残高                   | 77,505  | 112              | 112            | 77,617  |
| 事業年度中の変動額               |         |                  |                |         |
| 当期純利益又は純損失(△)           | △20,281 | —                | —              | △20,281 |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | —       | △112             | △112           | △112    |
| 事業年度中の変動額合計             | △20,281 | △112             | △112           | △20,394 |
| 当期末残高                   | 57,223  | —                | —              | 57,223  |

## 注記事項

### (重要な会計方針)

| 項目               | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの</p> <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2. 固定資産の減価償却の方法  | <p>有形固定資産（リース資産を除く）<br/>定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>工具、器具及び備品 4～10年</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3. 引当金の計上基準      | <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4. 重要な収益の計上基準    | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1)トラノコ・サービス</p> <p>トラノコ・アプリを介して投資口座を開設し、投資運用サービスを提供しております。サービスの提供を通じて得られる収益に関して、主に投資口座の利用者より履行義務を充足した当月中に固定月額料金が入金され、入金された時点において収益を認識しております。</p> <p>(2)投資信託（委託）業</p> <p>投資信託契約に基づき投資信託に関する投信委託サービスを提供し、投資信託の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて投信委託者報酬を受領しております。サービス提供の対価として得られる投信委託者報酬は、各投資信託のAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、当月中に月次で収益を認識しております。投信委託者報酬は6ヶ月ごとに投資信託財産から受領しております。</p> |

## (貸借対照表関係)

(単位：千円)

| 前事業年度<br>(2025年3月31日)                       | 当事業年度<br>(2026年3月31日)                       |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ※1 関係会社項目<br>関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 | ※1 関係会社項目<br>関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |
| 立替金 27,948                                  | 立替金 75,077                                  |
| 未収入金 6,395                                  | 未収入金 5,577                                  |
| その他未払金 5,271                                | その他未払金 5,270                                |

## (損益計算書関係)

(単位：千円)

| 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日)    | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日)    |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ※1 関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 | ※1 関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 |
| 親会社へのシステム利用料 55,256                       | 親会社へのシステム利用料 54,411                       |
| 親会社からの受贈益 110,000                         | 親会社からの受贈益 34,000                          |
| 親会社からの受取利息 480                            |                                           |

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式  | 23,372  | —  | —  | 23,372 |

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式  | 23,372  | —  | —  | 23,372 |

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引  
該当ありません。

## 2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。事業計画に照らし、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客資産を分別管理するための直販顧客分別金信託は、信託銀行において分別保全されており、「信託法」その他関係法令等により規制されているため信用リスクは極めて軽微であります。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。営業債権である未収収益、立替金、預け金については、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとして短期的に保有する投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

役員短期借入金と営業債務である未払手数料、その他未払金、未払費用、預り金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場価格の変動リスク（投資信託の基準価額変動リスク）の管理

保有する投資有価証券は当社が運用している投資信託であり、基準価額に影響を与える市況や主要投資対象の価格動向を毎月モニタリングし、大きな下落リスクの回避を図っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、保有しておりません。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

| 区分             | 貸借対照表計上額（千円） |        |      |        |
|----------------|--------------|--------|------|--------|
|                | レベル1         | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>投資信託 | —            | 16,171 | —    | 16,171 |

当事業年度（2026年3月31日）

該当ありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、立替金、役員短期借入金、預り金、未払手数料、その他未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

| 区分                          | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価   | 差額  |
|-----------------------------|--------------|--------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託 | 16,171       | 16,001 | 169 |
| 小計                          | 16,171       | 16,001 | 169 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの        | —            | —      | —   |
| 小計                          | —            | —      | —   |
| 合計                          | 16,171       | 16,001 | 169 |

当事業年度（2026年3月31日）

該当ありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 区分   | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|--------|---------|---------|
| 投資信託 | 16,171 | 169     | —       |
| 合計   | 16,171 | 169     | —       |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、内部積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職金要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |        |
|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 退職給付引当金の期首残高                           | 30,812 | 退職給付引当金の期首残高                           | 38,274 |
| 退職給付費用                                 | 10,321 | 退職給付費用                                 | 6,380  |
| 退職給付の支払額                               | 2,860  | 退職給付の支払額                               | 3,025  |
| 退職給付引当金の期末残高                           | 38,274 | 退職給付引当金の期末残高                           | 41,629 |



(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| 区分                  | (単位：千円)                 |                         |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
|                     | 前事業年度<br>(2025年 3 月31日) | 当事業年度<br>(2026年 3 月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務        | —                       | —                       |
| 年金資産                | —                       | —                       |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 38,274                  | 41,629                  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 38,274                  | 41,629                  |
| 退職給付引当金             | 38,274                  | 41,629                  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 38,274                  | 41,629                  |

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 10,321千円 当事業年度 6,380千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|                        | (単位：千円)                 |                         |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                        | 前事業年度<br>(2025年 3 月31日) | 当事業年度<br>(2026年 3 月31日) |
| (繰延税金資産)               |                         |                         |
| 繰越欠損金(注)2              | 1,389,235               | 1,374,790               |
| 退職給付引当金                | 13,177                  | 14,332                  |
| 減損損失                   | 1,912                   | 1,495                   |
| その他                    | 111                     | 99                      |
| 繰延税金資産 小計              | 1,404,437               | 1,390,717               |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | △1,389,235              | △1,374,790              |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | △15,201                 | △15,927                 |
| 評価性引当額 小計(注)1          | △1,404,437              | △1,390,717              |
| 繰延税金資産 合計              | —                       | —                       |
| (繰延税金負債)               |                         |                         |
| その他有価証券評価差額金           | △56                     | —                       |
| 繰延税金負債 合計              | △56                     | —                       |
| 繰延税金資産(負債)の純額          | △56                     | —                       |

(注)1 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)が13,720千円減少しております。  
当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金の減少によるものです。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年 3 月31日)

|              | (単位：千円) |             |             |             |             |          |            |
|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|------------|
|              | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計         |
| 税務上の繰越欠損金(※) | 32,167  | 104,519     | —           | 137,367     | 202,966     | 912,214  | 1,389,235  |
| 評価性引当額       | △32,167 | △104,519    | —           | △137,367    | △202,966    | △912,214 | △1,389,235 |
| 繰延税金資産       | —       | —           | —           | —           | —           | —        | —          |

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

|              | 1年以内     | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計         |
|--------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|------------|
| 税務上の繰越欠損金（※） | 104,519  | —           | 137,367     | 202,966     | 185,733     | 744,203  | 1,374,790  |
| 評価性引当額       | △104,519 | —           | △137,367    | △202,966    | △185,733    | △744,203 | △1,374,790 |
| 繰延税金資産       | —        | —           | —           | —           | —           | —        | —          |

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率<br>(調整)     | 33.58%                | —                     |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.15%                 | —                     |
| 受贈益の益金不算入          | △239.99%              | —                     |
| 住民税均等割             | 1.88%                 | —                     |
| 評価性引当額の増減額         | 113.05%               | —                     |
| 繰越欠損金の期限切れ         | 92.20%                | —                     |
| その他                | —                     | —                     |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 1.88%                 | —                     |

（※）当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

貸主と合意した原状回復負担金に関する契約に基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| 期首残高  | 増加 | 減少    | 期末残高 |
|-------|----|-------|------|
| 5,474 | —  | 5,474 | —    |

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）

4. 重要な収益の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

＜セグメント情報＞

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

|           | トラノコ・サービス | 投信委託者報酬 | その他   | 合計      |
|-----------|-----------|---------|-------|---------|
| 外部顧客からの収益 | 234,989   | 205,539 | 2,119 | 442,647 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名          | 営業収益   |
|--------------------|--------|
| GSA学生寮ファンドVI(投資信託) | 56,472 |

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

|           | トラノコ・サービス | 投信委託者報酬 | その他    | 合計      |
|-----------|-----------|---------|--------|---------|
| 外部顧客からの収益 | 235,101   | 252,125 | 16,425 | 503,651 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名          | 営業収益   |
|--------------------|--------|
| GSA学生寮ファンドVI(投資信託) | 50,790 |

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>  
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名             | 所在地   | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科目     | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-------|--------------|-----------|----------------|----------------|-----------------|----------|--------|----------|
| 親会社 | T O R A N O T E C 株式会社 | 東京都港区 | 100,000      | フィンテック    | (被所有)直接100%    | 資金援助           | 寄付金の受取(注2)      | 110,000  | —      | —        |
|     |                        |       |              |           |                | 基幹システム提供       | システム利用料の支払(注3)  | 55,256   | その他未払金 | 5,015    |
|     |                        |       |              |           |                | ポイント加算に関する業務提携 | 広告宣伝費の支払(注4)    | 3,477    | その他未払金 | 256      |
|     |                        |       |              |           |                |                | ポイント投資代金の受取(注5) | 65,141   | 未収入金   | 6,395    |
|     |                        |       |              |           |                | 経費の立替          | 経費の立替(注6)       | 151,282  | 立替金    | 27,948   |
|     |                        |       |              |           |                | 経費の被立替         | 経費の被立替(注7)      | 32,143   | その他未払金 | —        |
|     |                        |       |              |           |                | 資金貸借           | 貸付及び回収(注8)      | 65,000   | 短期貸付金  | —        |
|     |                        |       |              |           |                |                | 金利受取(注8)        | 480      | 受取利息   | 480      |
|     |                        |       |              |           |                | 役員の兼任          |                 |          |        |          |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1): 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2): 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注3): システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。

(注4): 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注5): ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注6): グループの支払い及び費用負担方針に基づき、一般管理費について立て替えた実費を受け取っております。

(注7): グループの支払い方針に基づき、家賃、資産除去債務の支払について実費の立て替えを受けております。

(注8): グループの資金計画に基づき、両社協議の上、期間・金利等の貸借条件を決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社 (未上場)

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名    | 所在地   | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科目     | 期末残高(千円) |
|-----|---------------|-------|--------------|-----------|----------------|-----------------|-----------------|----------|--------|----------|
| 親会社 | TORANOTEC株式会社 | 東京都港区 | 349,956      | フィンテック    | (被所有)直接100%    | 資金援助            | 寄付金の受取(注2)      | 34,000   | —      | —        |
|     |               |       |              |           |                | 基幹システム提供        | システム利用料の支払(注3)  | 54,411   | その他未払金 | 4,976    |
|     |               |       |              |           |                | ポイント加算に関する業務提携  | 広告宣伝費の支払(注4)    | 1,733    | その他未払金 | 293      |
|     |               |       |              |           |                |                 | ポイント投資代金の受取(注5) | 68,041   | 未収入金   | 5,577    |
|     |               |       |              |           |                | 経費の立替           | 経費の立替(注6)       | 254,586  | 立替金    | 75,077   |
|     |               |       |              |           |                | 経費の被立替<br>役員の兼任 | 経費の被立替(注7)      | 26,536   | その他未払金 | —        |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1): 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2): 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。
- (注3): システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。
- (注4): 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注5): ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注6): グループの支払い及び費用負担方針に基づき、一般管理費について立て替えた実費を受け取っております。
- (注7): グループの支払い方針に基づき、家賃の支払について実費の立て替えを受けております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名   | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係           | 取引の内容       | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|----|--------------|-----|--------------|-----------|----------------|---------------------|-------------|----------|---------|----------|
| 役員 | バロ・ジック・ステファン | —   | —            | 当社代表取締役   | —              | 資金の借入<br><br>有価証券売買 | 資金の借入(注1)   | 70,000   | 役員短期借入金 | 50,000   |
|    |              |     |              |           |                |                     | 借入金の返済(注1)  | 20,000   | —       | —        |
|    |              |     |              |           |                |                     | 有価証券の売却(注2) | 16,171   | 投資有価証券  | —        |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1): 双方協議の上、金銭貸借契約書に基づき金銭を借り受けております。

なお、無金利での借入であり、利息の支払いはございません。

(注2): 証券会社において、公募投資信託の公表基準価額で取引を行なっております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社（未上場）

### (1株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日)             |           | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日)             |           |
|----------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額                                          | 3,320円97銭 | 1株当たり純資産額                                          | 2,448円39銭 |
| 1株当たり当期純利益金額                                       | 646円14銭   | 1株当たり当期純損失金額                                       | 867円76銭   |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |           | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |           |

(注) 1株当たり当期純利益（又は純損失(△)）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                           | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益又は純損失(△) (千円)        | 15,101                                 | △20,281                                |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)          | —                                      | —                                      |
| 普通株式に係る当期純利益又は純損失(△) (千円) | 15,101                                 | △20,281                                |
| 普通株式の期中平均株式数(株)           | 23,372                                 | 23,372                                 |

（重要な後発事象）

＜親会社からの資金援助＞

当社は、親会社であるTORANOTEC株式会社より2026年4月1日以降に30,000千円の寄付金による資金援助を受けております。

＜親会社における新株発行について＞

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2026年4月9日開催の取締役会及び2026年4月17日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資による新株（F種優先株式 総額500,000千円）の発行を決議し、同年5月18日までに第1回払込（総額240,000千円）が完了しました。なお、同総会の決議事項に基づき、第2回払込期日（総額130,000千円）は同年8月31日、第3回払込期日（総額130,000千円）は同年11月30日となっております。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### ① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ② 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



**追加型証券投資信託**

**トラノテック グローバル高利回り債券ファンド（為替ヘッジあり）**

**＜愛称：ペンタゴン＞**

**約 款**

**TORANOTEC投信投資顧問株式会社**

**追加型証券投資信託**  
**トラノテック グローバル高利回り債券ファンド（為替ヘッジあり）**  
**<愛称：ペンタゴン>**

**運用の基本方針**

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

**基本方針**

本ファンドは投資信託への投資を通じて、実質的に各国の社債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

**運用方法**

**(1) 投資対象**

本ファンドは、①アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」（以下「投資先ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券、および②各国の社債を主な投資対象とし、各国の社債の動向を示す債券指数との連動を目指す上場投資信託（ETF）（以下「投資先ファンド②」といいます。）の投資信託証券への投資を通じて、定期的な収入と資本の安定性を提供する社債から安定的なリターンを提供することを目指しています。

投資先ファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

**(2) 投資態度**

- ① 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、各国のハイイールド社債に対して投資を行います。
- ② 組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることはできませんので、為替変動の影響を受ける場合があります。市況動向および本ファンドの資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 投資制限**

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**収益分配方針**

年2回の決算時（毎年3月24日および9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が、信託財産の成長に資することを目的に、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託**  
**トラノテック グローバル高利回り債券ファンド（為替ヘッジあり）**  
**<愛称：ペンタゴン>**

**約款**

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項で定める証券投資信託であり、TORANOTEC投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的および金額】**

第3条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について1,000万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める積立投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 第1項および前項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項、第2項および第7項の規定にかかわらず、委託者または指定販売会社は、取得申込受付日が委託者の別に定める申込不可日にあたる場合には、第1項および第2項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑥ 第5項および第7項の規定にかかわらず、受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。この場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といことがあります。以下同じ。）等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託者または指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項および同条第2項に定めるものをいいます。）
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲】

第17条 委託者は、信託金を、主としてアイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」（以下「投資先ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券および別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投

資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者

（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年9月25日から翌年3月24日および3月25日から9月24日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、2026年9月24日から2027年3月24日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務の諸費用および監査費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（組入有価証券の売買委託手数料その他の費用、外貨建資産の保管等費用、受益権の管理事務に関する費用（委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。）、法定提出書類の作成等に要する費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、信託財産に係る監査費用、弁護士費用等およびそれらに係る消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」と総称します。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める諸経費の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の金額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において、諸経費の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸経費の固定率または固定金額を定める場合、係る諸経費の金額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸経費は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬等の総額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の122.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】



第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金（委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金は除きます。）が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該再投資に係る売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 一部解約金（第40条第7項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第40条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として8営業日目以降の販売会社の定める日より当該受益者に支払います。

④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として第36条第1項に規定する支払開始日もしくは第36条第2項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】**

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

**【収益分配金および償還金の時効】**

第39条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**【信託の一部解約】**

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最低単位として委託者または指定販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権ならびに委託者または指定販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、一部解約の実行の請求の受付日が委託者の別に定める申込不可日に該当する場合には、第1項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が第4項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして次項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

**【信託契約の解約】**

第41条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託者と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【公 告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.toranotecasset.com/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第51条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2026年9月24日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
城山トラストタワー36階  
TORANOTEC 投信投資顧問株式会社  
代表取締役社長  
バロック・ステファン・ジャスティン

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役 千田 一弘

付表（本付表は約款の一部を構成するものではありませんが、便宜上約款に添付しております。）

1. この約款において「別に定める積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者または指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
2. 約款第13条第4項および第40条第4項に規定する「委託者の別に定める申込不可日」とは次のものをい

います。

- (1) イギリスとアイルランドの銀行休業日
- (2) 東京証券取引所の休業日

今後、投資対象の拡大に応じて、委託者が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、申込不可日を追加または変更することができます。

3. 約款第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

- (1) i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり）

今後、投資環境に応じて、委託者が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、委託者の別に定める投資信託証券を追加または変更することができます。追加および変更の際の選定条件は、各国の社債を主な投資対象とし、各国の社債の動向を示す債券指数との連動を目指す上場投資信託（ETF）の投資信託証券であることとします。